神戸市立婦人会館条例施行規則の一部改正について

１．　趣旨

高校生世代への部活動に対する支援として、市内高校等が部活動で婦人会館の会議室を利用した場合の使用料を全額免除とするため、神戸市立婦人会館条例第７条に基づいて定める神戸市立婦人会館条例施行規則の一部を改正するものです。

２．改正の概要

公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるときの使用料について次のとおり改めます。

現行	使用料の５割相当額以内の減額
改正後	使用料の５割相当額以内の減額又は免除

３．施行予定日

2027（令和９）年１月１日（予定）